

# 電源三法

## 1. 電源三法の目的

電源三法とは、「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」「発電用施設周辺地域整備法」の3つの法律を総称したものです。（「電源開発促進対策特別会計法」については、平成18年度の特別会計の改革において、他の特別会計とともに「特別会計に関する法律」に一本化されています。）

電力会社から税金（電源開発促進税）を徴収する「電源開発促進税法」、この電源開発促進税を歳入とする特別会計を設ける「電源開発促進対策特別会計法」、この電源開発促進対策特別会計から発電用施設周辺地域において公共用施設を整備する交付金を地方公共団体等に交付する「発電用施設周辺地域整備法」から成っており、この電源交付金による交付金制度は、昭和49年に制度化されました。

電源三法をもとに交付される各種交付金、補助金等により、立地地域住民の福祉の向上や電源立地の円滑化が図られています。

| 法律名                           | 内容                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電源開発促進税法<br>(昭和49年法律第79号)     | 電力会社などの一般送配電事業者から税金が徴収されています。この法律では、原子力や水力、地熱などの発電所から供給される電気に課税されています。一般送配電事業者からは、販売電力量1,000キロワットアワーあたり、375円を徴収することが規定されています。<br>電力の消費者が、公平に負担すべきものとして、電気料金の一部として税を負担しています。 |
| 特別会計に関する法律<br>(平成19年法律第23号)   | 一般送配電事業者から徴収した税金を歳入とする特別会計が設けられています。この法律では、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定を設置することが規定され、発電所の設置や運転を円滑化するため、各種交付金や委託費、補助金などの財政上の措置が講じられています。                                              |
| 発電用施設周辺地域整備法<br>(昭和49年法律第78号) | 特別会計から発電所の周辺地域の地方公共団体などに交付金を交付します。この法律では、公共用施設の整備や地域の住民の利便性の向上、産業の振興に寄与する事業を促進することによって、発電所の設置や運転を円滑化することが規定されています。                                                          |

## 2. 電源三法制度の主な交付金

### ①電源立地地域対策交付金

発電用施設が所在する県、所在市町村、周辺市町村において、公共用施設の整備のほか、産業の振興、地域福祉の向上、地域活性化のための事業に充てるための交付金で、所在・周辺市町村における理解促進等を図ることを目的としています。

発電用施設の種類や設備能力、発電量などに応じて、県が作成し国の同意を受けた公共用施設整備計画や利便性向上等事業計画に基づき交付されます。

大洗町は、令和2年度に5億2,388万円の交付を受けており、公共施設（消防本部、学校教育施設、保育所、健康福祉センター、大洗鉾田水戸環境組合、幕末と明治の博物館）の運営のための財源として活用しました。

### ②電源立地等推進対策交付金

#### ○広報・調査等対策交付金

原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査並びにこれらの施設の設置及び当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整等に必要な経費に充てる交付金です。

大洗町は、令和2年度に199万8,350円の交付を受けており、原子力に関する情報収集、原子力広報物の作成、原子力広報用備品の購入のための財源として活用しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施しませんでした。例年は県外原子力施設等視察研修、原子力施設等見学会も実施しています。

#### ○原子力・エネルギー教育支援事業交付金

原子力やその他のエネルギーに関する教育への取り組みに必要な教材の整備、教員の研修、施設見学、講演会の実施等に必要な経費に充てる交付金です。

大洗町は、令和2年度に38万7,460円の交付を受けており、原子力教育のための財源の一部として活用しました。

### ③原子力施設等防災対策等交付金

原子力発電用施設が所在する県に対して、原子力発電施設等の事故に備えた防災体制の強化及び原子力施設周辺における環境放射線の監視等に充てる交付金です。茨城県では放射線監視に係る運営等及び原子力事故時の防災体制の整備、充実強化等に係る業務を行っています。